

東京空港警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

東京空港警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道357号	☆	60km (40km)	空港北トンネル内 大田区羽田空港3-5先 (大田区羽田空港3-6先)	大田区羽田空港3-6先 空港北トンネル内 (大田区羽田空港3-5先)	9-17
2	環八通り	☆	60km (40km)	羽田空港トンネルおとり橋口 (大田区羽田空港3-5先)	穴守橋西詰 (羽田空港トンネルおとり橋口)	9-17
3	空港アクセス道路	○	60km	大田区羽田空港3-3先 羽田空港2丁目交差点	羽田空港2丁目交差点 大田区羽田空港3-4先	9-17 21-24

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
3	空港アクセス道路	国道357号と環八通り、羽田空港を結ぶ道路で、バスやトラック等大型車両の交通量が多いことから交通事故発生の危険性が高く、バイクと乗用車の重傷事故も発生しているため。

東京空港警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

No	対象	地区
	当署管内には、ゾーン30・小学校はありません。	

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。
重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

